

桜井民報

●編 集・発行：日本共産党桜井市委員会

●連絡先： 日本共産党吉田ただお事務所 T E L・F A X 4 6 - 4 9 3 0
桜井市栗殿 1 0 2 9 - 5 吉本ビル 2 0 1 号

吉田 ただお

3月議会報告

2013年5月号

NO. 46号



TPP(環太平洋連携協定)交渉

参加すれば桜井市にどのような影響を与えるか

市長はこの協定について、どのような見解を持つてゐるか。仮に日本がこの協定に参加することになれば、桜井市の農業にどのような影響が出ると考へてゐるか。

また、農業分野だけでなく、食の安全、労働、医療、保険など、国民生活のあらゆる分野に影響を及ぼすＴＰＰに、日本が参加しないよう、政府に働き

今、国会で大きな問題となつてゐるTPPの参加で関税がゼロになれば、農産物の輸出大国であるアメリカ、オーストラリアから、米、乳製品が大量に流れ込み、国内農業は致命的な打撃を

桜井市の農業統計資料

販壳農家	748 戶
專業農家	136 戶
兼業農家	612 戶
自給的農家	777 戶
總農家數	1,525 戶

販売農家	560ha
自給農家	148ha
総面積	708ha
耕作放棄地	35ha

参加に向けて十分な議論と、国民が不利益をこうむることのないよう交渉に臨むことが必要であり、今後は桜井市における意見を国に伝えていきたい。

仮に TPP の参加で、関税の撤廃により外国から安い農産物が入つてくると、農家経営が立ち行かなくなり、農業従事者の減少に拍車がかかり、耕作放棄地も増えることが予想される。

本市の農業の現状は、農家戸数は1、525戸、大部分が兼業農家であり、農家当たりの経営耕地面積は46・4アールで零細農家が多く、農業従事者の高齢化や担い手不足が問題となつてゐる。

吉田議員 就学児童（小学校1年生から6年生）の年代というのは、病気が

めに、あらゆる角度から検討していきたい。
当面、小卒までの通院も無料にすべきでは

松井市長

市の少子化対策、子育て支援策として、助成制度の対象を、さらに中学校卒業まで通院・入院とも無料にするべきだと考えるが。

校卒業まで、入院医療費の無料化を実施しているが、入院だけでは制度を活用する対象者は多くない。

吉田議員

平成25年度一般会計予算案に反対

討論をおこなう（要旨）

ふれあいセンター費は、施設の性格上から人権施策推進費ではなく、一般行政施設として社会教育費に入るべきです。清掃費のごみ焼却炉管理委託料は、他市のごみ処理コストと比較しても高く、賛成できません。

小学校卒業までの通院にかかる医療費の助成拡大については、約3千万円の財源を要することから、市の厳しい財政状況を踏まえて、県内の状況を勘案しながら、今後、適切な時期を待つて検討していきたい。

松井市長

当面、小学校卒業までの入院と合わせて、通院も無料にしてはどうか。そのための費用（原資）はどれぐら

「お金の心配なく病院へ行けたら」は親の共通の願い

子どもの医療費の無料化

県内1消防本部（消防の広域化）よりも

■ 桜井市の消防力強化こそ必要 ■

平成25年10月新
組合発足か

「消防の広域化」がスケジュールに基づいて進められているが、市長に現在の消防職員の人数について、その内、通信部門、総務部門、現場部門の各部門、現場部門の各人数、また本市が保有する救急車、ポンプ車、ハシゴ車の台数と、それを稼働させるための必要人数は何人か。日々の当務員は何人か尋ねたい。

松井市長

現在の消防職員は74名である。通信部門については、2名の現場要員が兼務をしている。総務部門は、部課長5名、総務課と予防課各1名の7名。その他、研修所入所、教官派遣等4名、63名が現場要員となっている。

緊急車両の保有台数は、消防ポンプ車4台、ハシゴ車1台、救急工作車1台、緊急自動車3台で、これらを一齊に稼働した場合は34名が必要となる。

が、現行は当直勤務員19名から22名の体制で、災害規模、各種災害により人員及び車両運用を行つてている。

22名の体制で大火災が発生したら、消防対応ができるのか。

吉田議員

①「消防の広域化」

よりも国の「消防力の整備指針」に基づく、桜井市自身の消防力の強化が必要ではないか。火災が発生した場合、常備消防とともに地元消防団や地域住民との連携は不可欠である。こうした連携を効果的に發揮させたためには、市町村単位の自治体消防が原則ではないか。②10月から県内1消防本部体制により、市の消防職員8名を、新消防本部へ派遣するが、不足分についてはどうするのか。③市が地域の消防に責任を負える消防力を整備するためには、国の予算措置も必要であり、全市長会と声を上げるべきではないか。

消防職員は50人も足りない

(平成25年度予定)

	消防職員	ポンプ車
国基準	126人	5台
桜井市	76人	4台

衆院選 違憲判決 小選挙区制やめて民意反映を 比例代表制に抜本的改革を

昨日の総選挙。「1票の格差」をめぐり、「違憲」「違憲状態」の判決が相次いでいます。小選挙区制が憲法違反の、重大欠陥をもつてることが断罪されました。

「得票4割、議席8割」ゆがむ民意

小選挙区制のもとで、6回の総選挙がおこなわれましたが、第1党が7~8割の圧倒的な議席を獲得しました。しかし、いずれも小選挙区での得票は4割台。得票率と獲得議席は、著しくかけ離れています。議席に反映しない「死票」も過半数にのぼりました。

出発から格差2倍の違憲状態

現行小選挙区制は、19年前の最初の区割りの段階から、最大の格差は2.14倍、300小選挙区のうち、格差2倍以上が41選挙区もありました。出発点から違憲状態でした。小選挙区のもとでは、地域別の人口変動に応じて、格差拡大は避けられません。

日本共産党の提案

選挙制度をどうするのか。日本共产党は、問題を抜本的に解決する提案をおこないました。

- 小選挙区制を廃止し、全国11ブロックの比例代表制に。
- 総定数480議席を維持し、すべての定数を現行の比例11ブロックに人口比例で配分する。ブロック間の最大格差は1.03程度にする。